

調査対象施設種別

★障害者関係施設

- (1) 障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）
- (2) 障害者支援施設
- (3) 居宅介護事業所（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）
- (4) 短期入所事業所
- (5) 就労定着支援事業所
- (6) 自立生活援助事業所
- (7) 共同生活援助事業所（ホームとして使用しているすべての建物）
- (8) 相談支援事業所
- (9) 補装具製作施設
- (10) 盲導犬訓練施設
- (11) 点字図書館
- (12) 聴覚障害者情報提供施設
- (13) 障害児相談支援事業所
- (14) 福祉ホーム
- (15) その他（**地域活動支援センター、基準該当事業所等**）

※以下の障害児関係施設については、和歌山県から照会予定のため、和歌山市には回答不要です。

- (1) 児童発達支援事業所
- (2) 放課後等デイサービス事業所
- (3) 障害児入所施設
- (4) 児童発達支援センター
- (5) 居宅訪問型児童発達支援事業所
- (6) 保育所等訪問支援事業所